

有効期限に至った保険証の取扱変更について

有効期限に至った保険証について、今まではお住まいの市町村や後期高齢者医療広域連合に返還をしていただくようお願いしていましたが、省令の改正により、ご自身で破棄していただくことができるようになりました。

◇ 注意点 ◇

- ①ご自身で保険証の破棄を行う際は、有効期限に至った保険証かどうか、改めてご確認ください。
- ②個人情報に記載されているものになるため、ハサミで裁断する等の処理を行ってください。

有効期限に至った保険証は、医療機関で使えません。
医療機関で有効期限に至った保険証を使用した場合、医療費の返還が発生する場合があります。



もしも誤って保険証を破棄してしまった場合はお住まいの市町村の窓口で再交付できます。窓口に電話にてお問い合わせください。

